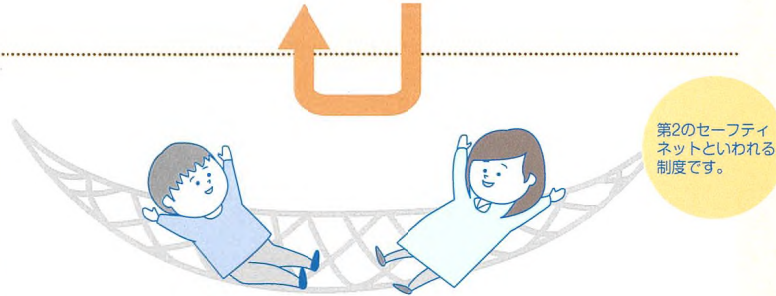




第1のネット

社会保険制度 労働保険制度
年金制度・医療保険・介護保険・雇用保険

第2のネット



生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業）

生活保護に該当しない程度の収入があるが、複合的な生活課題を抱える方などに対し、相談支援を実施

第3のネット

生活保護制度

「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するとともに、自立に向けた支援を実施

一人で悩まず、総合相談窓口への相談から始めてみませんか。

「生活に不安や困りごとがある」状態は、病気やケガと同じように、いつ誰の身に起きてても不思議なことではありません。病気やケガをした時に医師や病院にかかるのと同じように、生活に不安や困りごとがあるときには専門機関で相談することが大切です。



お気軽にご相談下さい

総合相談窓口（自立相談支援機関） 浦安市役所3階 社会福祉課内

TEL 047-712-6856（直通）

FAX 047-355-1294

メール shakaifukusika@city.urayasu.lg.jp

総合相談 窓口

生活に不安や困りごとがある方の相談窓口です

家計のこと
借金や滞納があつて家計が苦しい。

学習のこと
家庭での学習環境が整っていない。

家庭のこと
ひきこもり期間が長引いている。

就労のこと
失業してから、仕事が見つからない。

浦安市内に住んでいて、生活に不安がある方、
どなたでも
相談できます!

浦安市役所3階 社会福祉課内

相談
無料

秘密
厳守

TEL 047-351-1111 [代表] (内線15111)

TEL 047-712-6856 [直通]

総合相談窓口とは？

仕事、家計、家族、将来のことなど、生活に関するさまざまな困りごとに一緒に向き合い、ひとつひとつ整理し、あなたとともに解決の方法を考えます。
関係部署の既存制度や市役所外のサービスなど、相談者が活用できる社会資源もご案内します。

本人の状況に応じて次のような支援を行います

- STEP 1 専門の相談員がお話をうかがいます
- STEP 2 生活の状況と課題を整理します
- STEP 3 自立にむけた支援プランを一緒に作ります
- STEP 4 プランに基づき、継続的に支援します



どのような人が相談できるの？

浦安市内に住んでいて、生活に不安や困りごとがある方やその家族、まわりの方などどなたでも相談できます。

生活上の課題例

総合相談窓口の支援

失業して家賃が払えなくなった

住居確保給付金の支給

すぐに仕事に就くのは不安がある

就労準備支援事業

税金や家賃の滞納を解消したい

家計改善支援事業

ひきこもり状態の家族が心配だ

ひきこもり相談事業

家庭での学習環境が整っていない

学習支援事業

求職活動のしかたがわからない

相談員による就労支援

求職活動がうまくいかない

他制度・関連機関の活用
ハローワーク、社会福祉協議会、
法テラス、NPO法人等

子どもの教育資金が不足する

どのような支援が受けられるの？

総合相談窓口が行っている支援事業のご案内

住居確保給付金の支給

離職等により経済的に困窮している方に、一定期間、家賃相当額(上限あり)を支給して、常用就職に向けた求職活動を支援します。

○対象 離職・廃業後2年以内、又は収入を得る機会が本人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、本人の就労の状況が離職・廃業の場合と同程度の状況にある方

○支給期間 3か月(一定の条件により延長可能)

※その他要件あり

就労準備支援事業

「離職期間が長い」「就労経験が少ない」など、すぐに働くことに不安がある方に、軽作業体験や職場体験の機会を提供し、就労に向けた準備を支援します。参加者には作業報償費が支給されます。

○軽作業体験 洗車作業、花壇整備など週2回

○職場体験 介護施設や企業等での実習

○利用期間 1年以内 ※その他要件あり

家計改善支援事業

家計の収支の現状を把握したうえで改善方法を一緒に考え、相談者が計画的に家計管理していくことができるよう支援します。

○家計表やキャッシュフロー表の作成による家計の「見える化」

○弁護士と連携した債務整理の支援

○税金の分納相談への同行支援

○貸付のあっせんなど

ひきこもり相談事業

おおむね16歳以上のひきこもり状態にある方とその家族を対象に、相談員が窓口での相談やご自宅への訪問を行い、必要な社会資源や制度につなぐことで自立を支援します。

○問い合わせ・予約時間
月曜日から金曜日(祝日、年末年始除く)午前9時から午後5時
○相談日
水曜日・土曜日 ※予約の方優先

電話：047-318-9500 メール：como.soudan@chiraku.com

学習支援事業

生活に困っている家庭のお子さん(小4~高3)に自習の場を提供し、社会人や大学生のスタッフが個別に学習をサポートします。

○日 時 火曜日・金曜日【小学生】午後4時30分から午後6時30分
【中学生・高校生】午後5時30分から午後8時30分

○費用 無料

○対象者 市内在住の小学4年生から高校3年生で下記に該当する方
ひとり親世帯、就学援助利用世帯、生活保護受給世帯、生活困窮世帯

※生活保護受給中の方は対象外となる事業があります。